

議案第54号

関市景観条例の制定について

関市景観条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月8日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市景観計画の施行に関し必要な事項を規定するため、この条例を定めようとする。

# 関市景観条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 景観計画（第6条－第9条）
- 第3章 景観法に基づく行為の規制等（第10条－第14条）
- 第4章 景観重要建造物（第15条－第17条）
- 第5章 景観重要樹木（第18条－第20条）
- 第6章 地区景観協議会（第21条）
- 第7章 支援等（第22条・第23条）
- 第8章 関市景観審議会（第24条）
- 第9章 その他（第25条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する景観計画の策定の指針その他法の施行に関する必要な事項を定め、市民協働による本市特有の豊かな景観を推進し、もって景観形成を通じて人と地域が豊かなまちにすることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法において使用する用語の例による。

（1） 工作物 建築物以外の工作物のうち次に掲げるものをいう。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に掲げる工作物（旗ざおを含む。）

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物

ウ 垣（生け垣を除く。）、柵、塀、フェンスその他これらに類するもの

エ 彫像、記念碑その他これらに類するもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、良好な景観の形成上市長が必要と

認めるもの

(2) 市民 市内に居住する者又は市内に土地若しくは建物を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。

(3) 事業者等 市内において、営利又は非営利を問わず、事業活動を行う個人、法人又は市民が主体的に地域活動を行う団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の規定を遵守するとともに、良好な景観の形成に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るために、必要な施策を講じなければならない。

4 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合は、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

5 市は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、その事業活動が景観形成に影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 景観計画

(景観計画)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、市の全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画に良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる区域を景観計画重点地区として定め、当該区域における良好な景観の形成に

関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の変更手続)

第7条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条の規定による手続を行うほか、あらかじめ、第24条第1項に規定する関市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観計画への適合)

第8条 建築物の新築、増築、改築若しくは移転（以下「建築等」という。）又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転（以下「建設等」という。）を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう努めるものとする。

(景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模等)

第9条 景観法施行令（平成16年政令第398号）第7条ただし書に規定する条例で定める景観計画の提案に係る一団の区域の規模は、良好な景観の形成を図ることを目的とした区域に限り1,000平方メートルとする。

### 第3章 景観法に基づく行為の規制等

(届出)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に係る行為の内容を示す書類を添え、市長に届け出るものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の建築等において、都市計画区域にあっては当該建築物の延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積）が1,000平方メートル未満又は高さが15メートル未満、都市計画区域以外の区域にあっては当該建築物の延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積）が1,000平方メートル未満又は高さが12メートル未満のもの

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、都市計画区域にあっては当該建築物の延べ面積が1,000平方メートル未満又は高さが15メートル未満、都市計画区域以外の区域にあっては当該建築物の延べ面積が1,000平方メートル未満又は高さが12メートル未満のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の

変更に係る部分の外壁面積が当該建築物の総外壁面積の2分の1以内のもの

(3) 工作物（鉄塔、煙突及び広告塔を除く。）の建設等

(4) 工作物（鉄塔、煙突及び広告塔に限る。）の建設等及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、都市計画区域にあつては当該工作物の高さが15メートル未満、都市計画区域以外の区域にあつては当該工作物の高さが12メートル未満のもの

(5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為において、その面積が1,000平方メートル未満のもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

（特定届出対象行為）

第12条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、前条に規定する行為を除く行為の全てとする。

（指導、勧告、命令等に係る手続）

第13条 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等が景観計画に適合しない場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為を行おうとする者又は行った者に対し、必要な措置をとることを指導することができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、あらかじめ、関市景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（勧告等に従わなかった旨の公表）

第14条 市長は、前条の勧告又は命令（以下「勧告等」という。）を受けた者が、これに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告等を受けた者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、当該勧告等を受けた者の所在が判明しないときは、この限りでない。

## 第4章 景観重要建造物

### (景観重要建造物の指定の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者及び関市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定により、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

### (景観重要建造物の指定の標識)

第16条 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 景観重要建造物の名称

### (景観重要建造物の管理)

第17条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の基準は次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物に消火器、消火栓その他の必要な消火設備を設けること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

## 第5章 景観重要樹木

### (景観重要樹木の指定の手続)

第18条 市長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者及び関市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定により、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の指定の標識)

第19条 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条第2項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 景観重要樹木の樹種

(景観重要樹木の管理)

第20条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の基準は次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木について、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木について、必要な<sup>せん</sup>剪定等の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

## 第6章 地区景観協議会

(地区景観協議会)

第21条 市長は、一定の区域内における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、次に掲げる要件に該当するものを地区景観協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

(1) 次のいずれかに該当する区域の市民、事業者若しくは土地又は建築物について使用することができる権利を有する者で組織されたもの

ア 景観計画重点地区

イ 住民の景観まちづくりに対する意識が高い区域

ウ 特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域

(2) 団体の活動が当該区域の住民の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。

(3) 団体の活動が当該区域の住民に支持されていると認められるもの

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、協議会が第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、

その認定を取り消すものとする。

4 協議会は、次に掲げる活動をするものとする。

- (1) 市長が当該区域の景観計画重点地区を定める際に協力すること。
- (2) 市長が定めた景観計画重点地区についての計画の推進を図ること。

## 第7章 支援等

(協議会等に対する支援)

第22条 市長は、協議会の活動のうち、良好な景観の形成に著しく寄与していると認めるものに対し、その費用の一部の助成又は技術的な支援を行うことができる。

2 市長は、協議会のほか、良好な景観の形成に著しく寄与していると認める団体及び個人の活動に対し、その費用の一部の助成又は技術的な支援を行うことができる。

3 市長は、景観計画重点地区内における建築物の建築等又は工作物の建設等が、その区域に係る景観計画に適合し、かつ、良好な景観の形成に著しく貢献するものであると認めるときは、これらの行為をしようとする者に対し、当該行為に要する費用の一部を助成することができる。

(表彰)

第23条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物その他の物件の所有者、設計者、良好な景観の形成に著しく寄与したと認める活動を行った個人及び団体に対して表彰をすることができる。

2 市長は、前項の規定による表彰を行おうとする場合は、あらかじめ、関市景観審議会の意見を聴かなければならない。

## 第8章 関市景観審議会

(関市景観審議会)

第24条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、及び審議するため、関市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、前項の規定により調査し、及び審議するほか、良好な景観の形成について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱

する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 協議会に所属する市民
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 その他

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている景観計画は、この条例の規定に基づき定めた景観計画とみなす。

3 この条例の施行の際現に着手している行為については、この条例の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の日以後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第24条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(関市景観計画策定審議会条例の廃止)

5 関市景観計画策定審議会条例（平成24年関市条例第39号）は、廃止する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「景観計画策定審議会委員」を「景観審議会委員」に改める。